

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：総務局】

機関名称	東京都地方独立行政法人評価委員会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	地方独立行政法人法第11条
設置年月日	平成17年10月13日
機関の目的 ・所掌内容	東京都が設立する地方独立行政法人について、知事による中期目標の作成（変更）の際の意見、知事による中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価の際の意見等を行う。 (公立大学法人については評価委員会が評価を実施)
委員数	22人 (うち、女性委員数 10人)
会議公開	一部非公開
会議を非公開とする場合の理由	審議の内容に、個人のプライバシーや企業秘密が含まれる場合については、委員会に諮り了承を得ることで非公開とする場合がある。
議事録公開	公開
議事録を非公開とする場合の理由	審議の内容に、個人のプライバシーや企業秘密が含まれる場合については、委員会に諮り了承を得ることで非公開とする場合がある。
備考	-
HPのURL	https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/04group/dokuritugyouseihouji.html
問い合わせ先	総務局総務部グループ経営戦略課 電話番号：03-5388-2339 FAX番号：-